

生産緑地の保有者、不動産の所有者に聞いてほしい 今から備える！ 生産緑地の相続対策

日時

平成29年7月22日(土)
14:00~15:30(受付13:30~)

会場

マチダレンタルスペース(不動産のフットワークさん3階)
町田市森野1-12-3



どうする生産緑地 「2022年問題と相続対策」

■ 生産緑地制度の特徴

・指定要件、制限、解除 など

■ メリットとデメリット

・固定資産税の軽減、相続税の納税猶予制度
・止めた場合、納税猶予打ち切り
→さかのぼって利子税が？

■ 生産緑地はどのくらいあるの？

■ 国側の2022年問題の対策

■ 生産緑地のまま事前対策できる方法

参加無料・予約



【生産緑地の保有者が抱える3つの問題】

① 相続問題

・高齢化、後継者不足、
解除したいができない

② 相続税納税問題

・生産緑地の財産評価(相続税評価)は、「売れない・貸せない・建てられない・意外に高い」
・納税猶予制度利用のメリット・デメリット
・さかのぼり課税とは？

③ 将来の土地利用計画問題

・「売れない・貸せない・建てられない・借りられない」とは

生産緑地の相続対策セミナー 参加申込書

お名前			TEL	
住所				
ご参加者	大人	名	セミナー後、個別相談を	希望する ・ 希望しない

■お客様へ■

当社は、お客様の個人情報を、建築工事(新築・増改築・外構工事等)の設計・管理・施工・不動産の売買・仲介・管理、その他当社定款所定の事業の実施に伴い、各種資料・ご案内等の配信・送付・お届け、ご連絡・ご訪問・お打合せ、アンケート調査等の実施・集計・活用、各種プラン・計画等のご提案、その他お客様に対して営業活動を行う目的で利用いたします。

住まいを通じて生涯のおつきあい

MISAWA

ミサワホーム

予約・お問合せ

神奈川中央支社 町田支店 担当；

TEL: 0120-567-330 FAX: 042-720-2855